

令和8年度

新発田市結婚新生活支援補助金



新婚世帯を応援！新生活のスタートにかかる費用を補助します

新発田市では、結婚に伴う新生活を支援するため、新婚世帯の住宅取得や賃借、引越費用を補助します。補助の対象となる世帯、経費は下記の対象要件をご覧ください。

◆対象世帯

令和8年1月1日～令和9年3月10日に婚姻した以下の要件を全て満たす世帯

- ①夫婦共に新発田市に住民登録し、補助を申請する住宅に同居している
- ②夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下
- ③夫婦の年間合計所得額（令和7年分）が500万円未満
※奨学金を返済している場合は合計所得額から控除できますのでご相談ください。
- ④夫婦共に補助金の交付日から2年以上継続して新発田市に居住する意思がある
- ⑤夫婦の双方または一方が、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがない
- ⑥夫婦共にこれまで市税を滞納していない

◆対象経費

令和8年4月1日～令和9年3月10日の間に支払った以下の経費

- ①結婚に伴い賃借した住宅に係る費用
賃貸住宅の賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料が対象です。
- ②結婚に伴い取得した住宅に係る費用
住宅の購入費（新築・中古）、工事請負費（新築）、リフォーム費が対象です。
- ③引越費用
結婚に伴い賃借または取得した住宅や、夫婦の一方が居住していた住宅への引越費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った作業費や運送費が対象です。



◆補助額

上記対象世帯のうち、夫婦共に29歳以下の世帯…上限額60万円
それ以外の世帯…上限額30万円

結婚したらすぐに
ご相談を！！

◆申請方法

①補助金交付申請→②交付決定→③実績報告→④補助金額確定→⑤振込

まずは、補助金交付申請をしてください。申請書に必要書類を添えて、新発田市みらい創造課ライフデザイン係へ提出してください。

（詳しくは市のホームページをご覧ください。か直接お問い合わせください。）

◆申請受付期間

詳しくはこちらから

令和8年7月1日～令和9年3月10日（※相談は随時受付しています）

（受付時間 8時30分～17時15分、土曜日、日曜日、祝日を除く）

※事業の予算上限に達し次第受付を終了します。お早めにご相談ください。



【問合せ先】 新発田市 みらい創造課 ライフデザイン係（新発田市役所5階）
☎0254-28-9531（直通）